

## 災害時等の水道水質に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と一般社団法人上田薬剤師会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等及び甲管内における水道水質事故発生時に対応するため、水道水質に関する協力協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲が災害等により水道水質に異常又は異常を起こす恐れがある場合、及び甲管内の水道水質事故に対応するために乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （緊急時における要請）

第2条 甲は災害等により水道水質に異常又は異常を起こす恐れがある場合、及び甲管内の水道水質事故が発生した場合、協力要請ができるものとする。

2 乙は前条の要請があった場合、これに応じるものとする。

3 乙が地震等災害により検査体制に支障を生じた場合は長野県薬剤師会（松本市）、長野市薬剤師会（長野市）及び上伊那薬剤師会（伊那市）の各検査センターとの連携体制で対応する。

### （水道水質事故に対応するための必要な事項）

第3条 水道事故等における甲の初期対応に対応するため、甲の職員の研修を乙は受け入れるものとする。

2 甲の職員は乙の施設において水道水質管理について研修を受けるものとする。

3 乙は甲の水道水質の経年検査結果を基に、水質の変化等を把握し、甲の要請により結果集計表等の作成を迅速に行うと共に、分析及び評価するものとする。

4 甲は1項から3項の事項を履行するため、乙に定期水質検査を委託することができる。

### （経費の負担）

第4条 甲が第2条の規定により乙に要請した水質検査に係る経費は、原則無料とするも

のとする。但し、水質事故において汚染原因者が特定できる場合等については、甲乙協議の上決定する。

(損害補償)

第5条 この協定に基づく緊急時の対応により生じた損害の負担は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第7条 この協定の円滑な遂行のため、甲、乙双方の連携について協議する。

2 その他、この協定に定めてない事項については甲、乙双方にて協議の上定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する

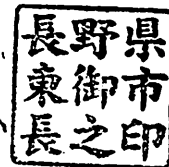
令和5年1月25日

長野県東御市県281番地2

甲 東御市

市長

六岡和夫



上田市国分994番地1

乙 一般社団法人上田薬剤師会

会長

飯島康典

